



高福第1405-1号
平成30年3月26日

各特別養護老人ホーム施設長 様

埼玉県福祉部高齢者福祉課長
谷澤 正行（公印省略）

特別養護老人ホームの入所希望者及び空きベッドに係る調査について（依頼）

本県の高齢者福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして今後の高齢者福祉施策の参考とするため、下記のとおり調査させていただくことといたしました。

つきましては、お忙しいところ誠に恐縮ですが、別紙要領を参考の上、平成30年4月20日（金）までに御回答くださるようお願いいたします。

記

1 調査概要

- ・県内の特別養護老人ホームへ入所の申し込みをしている方（県外在住者を含む）を対象に、申込人数及び本人の状況等について調査
- ・県内の特別養護老人ホームの空きベッドの状況
- ・調査基準日は、両調査とも平成30年4月1日とします。

2 調査方法

- (1) 入所希望者、空きベッドの各調査表は、埼玉県電子申請・届出サービスからダウンロードしてください。
- (2) 各施設において、各調査表に必要事項を入力してください。
- (3) 入力した各調査表は、埼玉県電子申請・届出サービスの添付ファイルとして提出してください。
- (4) 県において、本人の氏名又は被保険者番号等により名寄せを行い、入所希望者の実数等を集計します。

(注意)

- ※1 ユニット型、従来型併設施設におかれましては、それぞれで回答をするようお願いします。
- ※2 調査表の入力方法等については、別紙1「入所希望者調査に係る入力要領」を参照してください。
- ※3 埼玉県電子申請・届出サービスの操作方法については、別紙2「操作方法説明書」を参照してください。

3 調査項目

入所希望者調査

- (1) 氏名（カタカナで入力）
- (2) 生年月日
- (3) 住所（市町村名のみ、県外の希望者は都道府県名のみ）
- (4) 保険者番号
- (5) 被保険者番号
- (6) 施設への申込時期（具体的な年月日ではありません）
- (7) 要介護度（要支援・不明等、1、2、3、4、5）
- (8) 介護者の状況
- (9) 優先入所を希望する時期（今すぐ、1年以内、1年以上先、不明）
- (10) 入所希望者の現在の状況（在宅、在宅以外（医療機関、特養等））

空きベッド調査

- (1) 特養の入所定員数
- (2) 特養の入所現員数
- (3) 契約上の空床数
- (4) 空床ショートステイで利用している数
- (5) 実空床数
- (6) 実空床数の今後の利用見込み
- (7) 利用契約が見込めない理由

4 提出について

- (1) 提出期限
平成30年4月20日（金）
- (2) 提出物
入所希望者調査表、空きベッド調査表
- (3) 提出方法
埼玉県の電子申請・届出サービスを利用して添付ファイルとして各調査表（電子データ）を提出してください。

5 本件調査における個人情報の取扱いについて

別紙3のとおり

担当：施設・事業者指導担当
田口、持田
TEL：048-830-3254

入所希望者調査に係る入力要領

1 対象者

平成30年4月1日現在、各施設に入所申込書を提出されている方が対象となります。ただし、要介護度1・2の方については、特列入所の要件に該当する方が対象です。

また、入所希望者本人の住所が県外の方も含まれます。

2 入力方法等

(1) 調査表は、エクセルで作成した様式が埼玉県電子申請・届出サービスに掲載されていますので、ダウンロードして必要事項を入力してください。

(2) 調査表のファイルを開く際、「マクロを有効にする」にしてください。

(3) 各項目を入力するに当たり御留意いただく点については、別添「入力方法及び留意事項」のとおりです。入力誤りの無いようお願いします。

(4) 各調査項目については、すべて入力してください。

- ・ 入所申込書に記入されていない等不明の場合には、お手数ですが施設から申込者（家族）に確認の上、必ず入力して下さるようお願いいたします。
- ・ 要介護度については、申込時から変更が予想される場合であっても、施設が現に把握している範囲で結構です。入所申込書に要介護度の記載がない場合には「不明」としてください。
- ・ 優先入所を希望する時期について、入所申込書に記載がない場合には「入所時期の希望なし」としてください。
- ・ 入所希望者の現在の状況について、本人に連絡するなどして把握し、入力してください。不明な場合は申込時の状況を入力してください。なお不明な場合は「その他」としてください。

(5) 施設において入所申込者に係る独自のファイルを作成している場合でも、集計の都合上、お手数でも県が作成した調査表で提出してください。

本件調査における個人情報の取扱いについて

介護関係事業者が個人情報を適正に取り扱うことができるよう支援するための指針として、平成29年4月14日、厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」が示されています。

当ガイドラインⅢ-5「個人データの第三者提供（法第23条）」によると、介護事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならないとされています。

ただし例外として、地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、本人の同意を得る必要はないとされています。

本件調査は県が老人福祉法等関係法令に基づき埼玉県老人福祉計画等を作成する上での参考資料とするために行うものです。また、本件調査にあたり各施設においてあらかじめ多数の入所希望者全員から個別の同意を得ていただくこととすれば、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えております。

したがって、県としては、本件調査は上記例外にあたるものと考え、各施設において個人データを県に提供することについて本人の同意を得る必要はないものと考えております。

県としては本件調査にあたり個人情報の取扱いには十分留意するとともに、調査目的以外には絶対に使用することはありませんので、各施設におかれましては本件調査の趣旨を御理解いただき、調査に御協力いただきますようお願いいたします。

(参考)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/korei-shisetu/documents/290414_gaidansu.pdf